

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十四号の二(14)中「第十二条第三十四号」を「第十二条第三十号」に改め、同表の第十七号の三(11)中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号(12)中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同号(13)中「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同号(14)中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号(15)中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同号(16)中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同号(17)及び(18)中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同表の第三十一号の二中「尾道市」を削る。
第三条の表の第十一号を次のように改める。

十一 削除

第三条の表の第十八号の三(1)中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第二項」に改め、同号(2)中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表の第十七号の三の改正規定及び第三条の表の第十八号の三の改正規定
平成二十二年八月十日
- 二 第三条の表の第十一号の改正規定
平成二十二年十月一日